公益社団法人日本ライフル射撃協会

2024年度第3回理事会議事録

日時:2024年9月21日(土) 13:46～18:00

場所: ジャパンスポーツオリンピックスクエア会議室8及びオンライン会議(Zoom)

出席者（＊　テレビ会議による出席）

松丸喜一郎会長　田村恒彦副会長　*横山幸子副会長　平眞専務理事　大野明敏常務理事
三木容子常務理事　平井宏治常務理事　*佐橋朋木常務理事　*近藤正晃ジェームス常務理事
成山悟史常務理事　田中僚一郎理事　松島愛理事　*酒寄貴瀬理事　穂苅美奈子理事　粟生由紀理事
寺澤良悦理事　*横沢聡理事　尾﨑和郎理事　髙橋信吾理事　*青木満博理事
五十嵐治人理事　田中辰美理事　*堀水宏次郎理事　*大木盛義理事待遇

岸高清監事

理事：総数２７名中、以上出席　２３名

監事：総数２名中、以上出席１名

議事録署名人:松丸会長、田村副会長、横山副会長、岸高監事

議長:代表理事　松丸喜一郎

理事会の冒頭にパリ2024パラリンピックにて銅メダルを獲得した水田光夏選手を祝し、松丸会長より記念楯が贈られた。

平専務理事が１３時４６分に理事２３名出席で理事会が成立するとの宣言をした。事務局が、オンライン会議システムにより、出席者の音声が即時に双方向に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認して議案の審議に入った。

1　会長あいさつ

水田光夏選手が銅メダルを獲得したことを祝う。バルセロナ五輪での木場選手の銅メダル以来、32 年ぶりの快挙である。このメダルをきっかけに、次のロサンゼルス五輪に向けてさらなる努力を重ねていきたい。

＜審議事項＞

2　会長提案　　審議事項なし

3　総務委員会

3.1　役員候補者の選考に関する規程の改定(継続審議)

平専務理事が資料をもって説明し、議長が理事会に諮り、規程案に修正を反映した上で10月3日の適合性審査で審査員へ確認し、その結果とともに、次回の理事会で再度審議とすることを決定した。

訂正

附則10「この規程に基づく以下(後略」を削除する。

修正

本規程案の第 7 条第 2 項について、下線部の通りに修正を行う。

修正前:

「選考委員会は、第 1 項第 2 号、第 3 号にかかわらず、候補者が以下のいずれかに該当する場合には、1 期 2 年に限り、第 1 項第 2 号、第 3 号を該当する候補者に適用しないことができる。」

修正後:

「選考委員会は、第 1 項第 2 号、第 3 号にかかわらず、候補者が以下のいずれかに該当する場合には、**第 1 項第 2 号に関しては 1 期 2 年に限り、第 1 項第 3 号に関しては 2 期 4 年に限り、これらの規程を**該当する候補者に適用しないことができる。」

補足説明

① 役員候補者選考委員会の委員は、理事会で選任することが問題ないことを NF 総合支援センターで確認済みである。JOC 加盟団体のほとんども同様に理事会で委員を選任している。
本会は代表理事が複数名いるため、彼らの合意をもって選任を行うことで、代表理個人の判断による選定と見なされないようにした。(平専務理事)

② 理事の再任回数上限については、これまで適用されていなかったものの、ガバナンスコードに基づき、今後は導入が必要となる。2025 年に常務理事以上 11 名中 6 名が、監事2名中2名が退任し、2027 年にはさらに 4 名が退任者する見込みである。現在の常務理事以上 11 名中で 2027 年に残るのは 2 名だけとなる。70 歳定年制度は引き続き維持する方針である。(松丸会長)

③ ガバナンスコードに基づき、特に重要な人材に対しては、最大で 2 期 4 年の延長が認められるが、延長には合理的な根拠が求められる。合理的な基準として、常務理事としての在任期間が 5 期 10 年未満である場合に限り、理事の在任期間を 2 期 4 年まで延長可能とすることを提案する。(松丸会長)

④ さらに、役員候補者選考委員の再任については、現行案では妨げられないとされているが、同一委員の長期在任が固定化することで、公平性の維持が困難になる恐れがある。そのため、役員候補者選考委員の再任に対しても上限を設けることを提案する。(松丸会長)

質疑応答

① 役員候補者選考委員の再任期限に上限を設けること、また、代表理事および業務執行理事(常務理事)としての合計任期が 5 期 10 年未満の場合は、理事の就任期間を 2 期 4 年まで延長できるようにする提案について、それぞれの意見を伺いたい。(松丸会長)

→パラ射連においても、理事の任期に関する問題が生じている。田中辰美氏および長谷川氏は、既に理事ではないという状況にある。現在、パラ射連の理事は 8 名中、2 名が退任し、2 名が新たに就任した。今後の対応としては、新たな理事を選任するか、過去の理事を復帰させる以外に選択肢はない。(田中辰美)

→過去にはどのように対応していたのか。新陳代謝を促進するためには必要である。(五十嵐理事)

→会長案に賛成する。役員候補者選考委員の再任上限を 2 期 4 年とする必要があることは理解した。理事の再任回数の上限については、期間を延長し、検討するための時間を確保すべきである。(髙橋理事)

→結論としては、会長案が妥当である。補足として、2027 年の状況を見据えると、経営の実態に即した形で経過措置を講じることが重要である。業務執行理事以上を対象とする点は適切であるが、スポーツ庁との連携が求められる。役員候補者選考委員の再任回数に上限を設けることには賛成であり、その期間については、適切な形で定める必要がある。(近藤常務理事)

→会長案には基本的に賛同する。国民スポーツ大会を控えている者が理事を務めた方が良いとの意見を受け、理事職を引き受けた。青森国スポが終了した際にはちょうど 10 年の任期が満了するため、その時点で交代しても差し支えないと考えている。ただし、ブロック内では次に理事や参事を務める者がまだ見つかっていない、若い人が理事会に参加しづらい状況である。(寺澤理事)

→会長案に賛成する。アーチェリー前理事長は 10 年の任期を守り退任。オリンピック直前に理事長が交代ししたことによって連盟運営が困難な状況に陥った。私は 16 年理事を務めたため、理事長は 1 期 2 年で退任。次の理事長も 1 期 2 年で辞任予定。多くの理事が一斉に辞任したため、運営の流れがたちきれてしまい対応に苦慮している。(穂苅美奈子さん)

→委員長と業務執行理事を分離することができないのか分けるべきである。それが出来ないのであれば、会長案以外に選択肢はないと考える。(田中僚一郎理事)

→委員長でない業務執行理事という者の立場が不明確である。代表理事と業務執行理事が執行を担うものであり、その他理事は業務執行理事を監督する立場である。(松丸会長)

→同一人物が執行権と議決権を兼ねることは問題があるため、委員長と理事の兼任を避ける必要がある。もし業務執行理事を設けなければならない場合、その具体的な方法について検討が必要である。会長案については、臨時的には必要と考えるが、単に『運用で対応してください』という曖昧な指示では十分でない。(平井常務理事)

→その意見は理解でき、理想であるが、小規模競技団体には無理がある。(松丸会長)

→基本は賛成であるが、理事が固定化されているのが問題である。理事の交代が必要。長期化すると腐っていく。会長案には賛成。(大野常務理事)

→基本的には会長案に賛成であり、理事の任期を2期4年まで延ばすことも賛成。連続性が大事。厳格適用を業務執行理事で考えると、過半数の理事が交代する。業務執行理事ついて、過半数が変わる場合は運用で伸ばした方が良いのではないか。ただし、合理的な固定的基準は決めにくい面もある。(横山副会長)

→権限を有する者が 10 年以上の任期を持たないことが主旨である。これが適用可能かどうかについて、会長に適合性審査員との交渉を依頼し、その結果を踏まえた上で、再度理事会に提示し意見を集約する。(田村副会長)

→第5条の選考候補者選考委員の再任に上限を設ける事に賛成する。若手の発掘を明記してほしい。2期4年の延長よりも計画的に入れたい。追加の基準として会長案に賛成。JOC のアスリート委員会は、立候補制であり、理事についても同様の立候補を受け入れる事を検討して良いのではないか。(三木常務理事)

→若手を理事候補者として選考委員会に提案することは規程上理事会ではできない。JOC はどのように候補者案を作成しているのか。(松丸会長)

→JOC では事務局が案を作成している。その案を会長、副会長等の意見を反映した上で選考委員会に示している。(平専務)

→日ラでは事務局がたたき台の案を作ることはない。JOC と同じく執行部が選考の方向性を示すことにならざるを得ないのではないか。その上で候補者を選考委員会で選考していただく。

選考委員候補についても同じように執行部が選考の方向性を示し理事会で承認を得ることにならざるを得ないのではないか。(松丸会長)

→会長案に賛成し、役員候補者選考委員の再任制限も支持する。執行理事と委員長を分けることは暫定的に必要と考える。理事の再任後の調整は難しく、混乱を避けるため、計画的な提案が必要。各世代が順番に役割を引き継ぐ環境を整えるべきである。パラ射撃連盟では、理事が定年で退任したが会長には引き続き残っていただいており、時間をかけて修正が必要。(成山常務理事)

→会長案に賛成。寺澤理事が言ったように、70年歳を超えているために就任出来ない人もいる。70年定年を見直してはどうか。(松島理事)

→会長案に賛成とする。50 代後半から個人の時間が増えるが、理事の再任上限が設定されることで、理事としての活動期間が会社勤め終了前に終わってしまう懸念がある。要員計画はマネジメントの責任であり、若手を登用することも重要だが、再任回数の制限があるため、どの時期に何名を登用すべきかを計画的に検討する必要がある。(粟生理事)

→役員候補者選考委員は何をもって理事候補をきめるのか、会員に対して「見える化」したら良い。エクセルシートを共有して、要員計画を共有する。(尾﨑理事)

→どこまで共有化するかは課題だが、理事会で共有する事は必要。(松丸会長)

→選考候補者選考委員の上限について確認したい。例えば選考候補者選考委員の再任上限を2期4年とした場合、代表理事にも同じ上限が選考候補者選考委員として適用されると理解して良いか。(佐橋常務理事)

→代表理事も上限対象になる。(松丸会長)

→当協会には定年制度があり、そのため他の制度を柔軟に運用できるが、定年制は確実に維持する必要がある。大枠としては、会長案に賛成である。具体的には、理事を退任してから 1 期 2 年で復帰し、最長 2 期 4 年まで延長可能であること、参事が委員長を務めることの 3 点が重要である。また、参事が委員長に就任できることが時限立法である場合、要員のスケジュールを決定する必要がある。

原案では、第 7 条第 2 項に『第 2 号および第 3 号にかかわらず』と記載されているが、第 2 号と第 3 号は内容的に関連性がない。第 2 号の定年を 1 期 2 年とした場合、第 3 号との内容に不整合が生じるため、文言の修正が必要である。(佐橋常務理事)

→会長案に賛成。次期国スポの開催県がブロック理事を担当している。厳密に適用するとブロック内の運用難しくなる。(横沢理事)

→連続性を断ち切らないため、会長案に考え方に賛成。延長の基準である代表と業務執行理事の任期合計10年未満という事を第7条2項2号でまかない、規程のなかに盛り込む必要はないのではないか。理事会の意見を総意として役員候補者選考委員会へ持っていくことは出来る。(平専務理事)

→業務執行理事および代表理事の合算が10年以上である場合に延長して再任する候補とする事を規程のなかで表す必要はない。(松丸会長)

→粟生理事と同意見である。(酒寄理事)

→会長案に賛成する。高齢化が進行しており、代替人材が不足しているため、現状ではやむを得ない。今後、若手で意欲のある人材を登用できるシステムの構築が必要である。(青木理事)

→概ね賛成である。選考委員の上限は必要であり、理事の就任期間を最大 2 期 4 年に延長することも検討すべきである。また、三木常務理事が提案した理事の立候補制度についても興味深いと考える。(堀水理事)

→役員候補者選考委員の任期は 2 期 4 年とすることが適当であるが、委員が一斉に交代しないよう配慮することが望ましい。(岸髙さん)

3.2　利益相反ポリシー及び利益相反管理規程の制定(継続審議)

平専務理事が資料をもって説明し、議長が理事会に諮り、案の通り理事会によって承認された。

3.3　本部および委員会の運営に関する規程の改定

平専務理事が資料をもって説明し、議長が理事会に諮り、修正を反映した案が理事会によって承認された。

修正

2027年度6月の役員改選時にも

質疑応答

① 時限適用の終了後、参事として 1 期休んで再度理事に就任する場合、その者は一度委員長を辞任する必要がある。本案は、時限適用で問題ないのか。(藤井彌事務局長)

→時限適用しなければ、ガバナンスコードを遵守しないことになる。(松丸会長)

② 本部長、委員長、副本部長へ就任可能な役職を拡大する時限的な案について、2025 年の改選1回だと厳しいのではないか。2027年6月の役員改選時にも適用できるようにするという理解で問題ないか。(松丸会長)

→承知した。(平専務理事)

4　推薦委員会

4.1　ブレッテン57

大野推薦委員長が資料をもって説明し、議長が理事会に諮り、訂正を反映した案が理事会によって承認された。

訂正

① 「会員の推薦申請時から過去 3 年間の実績を参照」→「会員の推薦申請時から過去 3 年間の実績を参照して審査をする」

② 「会員の推薦申請時から過去 2 年間の実績を参照」→「会員の推薦申請時から過去 2 年間の実績を参照して審査をする」

補足説明

① ニチラネットに登録された成績データのみを実績として審査する。

② ニチラネットに登録されていない成績データは実績として審査しない。

③ 但しニチラネットに記録を報告し、登録されるまでの間に審査がかかった場合は考慮する。

④ 記録報告は、すみやかな記録登録をするため、書式に沿って提出すること。

質疑応答

① 技能講習免除については、過去3年間でそれぞれの年で年 2 回撃つことがもとめられるのか。銃を持って間もない選手がおり、どのようにしたら良いのか。(大木理事待遇)

→推薦委員会の掲示板で相談すること。個別に事情を確認する。(大野推薦委員長)

② 銃種ごとに実績回数を求める理事会決議がされたと以前話が上がったが、実際どうだったのか。(松丸会長)

→大野推薦委員長へ報告した内容を事務局から理事監事へメールにて報告する。(藤井彌事務局長)

4.2　指導用空気拳銃要綱変更

大野推薦委員長が資料をもって説明し、議長が理事会に諮り、案の通り理事会によって承認された。

5　国スポ委員会

5.1　国スポ競技役員の編成基準改訂について

平井国スポ委員長が資料をもって説明し、議長が理事会に諮り、案の通り理事会によって承認された。

補足説明

① 競技規則に定めのない役割が国スポの役員編成に残っている。

② 154から95、内中央役員33を25に削減する。

③ 承認されれば11月の JSPO 小委員会に提出し、来年度から変更案を適用し、青森の大会から適用することを予定している。

質疑応答

① 電子標的をベースにしているが、25m は紙標的である。問題ないのか。（田村副会長）

→25m は紙標的となる事を考慮している。（平井国スポ委員長）

② 会場ごとの上訴ジュリーがないが、良いのか。（田村副会長）

→ISSF では、上訴ジュリーがない。オリンピック、パラリンピックでは名誉的な立場でいる。国スポでは、会場共通の上訴ジュリー3名で全て判断する。（平井国スポ委員長）

③ 成年 BRBP 種目導入の進捗はどうなっているか。（松丸会長）

→スケジュールと要項を検討している。人数が増える形で JSPO へ提案する予定。（平井国スポ委員長）

④ 日本マスターズへの参加は開催県の負担が大きいという話があった。どのような負担があったのか。（松丸会長）

→マスターズの方々が石川県ライフル射撃協会へ運営と準備へ任せきりであった。予定されていた人数が少なく、見積もりもあまかった。（平井国スポ委員長）

→健康寿命の延伸を協会の社会貢献としてあげている。マスターズ連合と県ラで頓挫しているのであれば、日本ライフル射撃協会のこととして課題を解決し参加を目指したい。（松丸会長）

6　選手強化委員会

6.1　2024 年度国際大会・海外派遣選手権選考要綱（追加）

佐橋選手強化委員長が資料をもって説明し、議長が理事会に諮り、案の通り理事会によって承認された。

補足説明

H&N カップへの派遣選手は、ナショナルコーチの推薦をもって選手強化委員会が検討する。

6.2　【画面共有】第18期エリートアカデミー・オーディション結果について

佐橋選手強化委員長が資料をもって説明し、議長が理事会に諮り、案の通り理事会によって承認された。

補足説明

一位佐藤美優、二位高橋悠里として2名を推薦したい。お互いに勝ったり負けたりして点数が僅差である。高橋選手はスキャットをはじめとする技術点が高かった。今回の選考では、競技力、生活力、知力のうち、競技力を重視している。（佐橋選手強化委員長）

7　競技運営委員会

7.1　公認審判員

三木競技運営委員長が資料をもって説明し、議長が理事会に諮り、案の通り理事会によって承認された。

~~7.2　日本記録公認~~

7.3　射場公認

三木競技運営委員長が資料をもって説明し、議長が理事会に諮り、案の通り理事会によって承認された。

8　普及・生涯スポーツ委員会

8.1　JRSF 認定コーチの認定について

成山普及・生涯スポーツ委員長が資料をもって説明し、議長が理事会に諮り、案の通り理事会によって承認された。

9　マーケティング委員会　　審議事項なし

10　コンプライアンス委員会　　審議事項なし

11　アスリート委員会　　審議事項なし

12　愛知名古屋アジア競技大会準備室　　審議事項なし

＜報告事項＞

13　会長報告　　報告事項なし

14　総務委員会

14.1 2024 年度ふるさと納税の加盟団体への還付予定について

藤井彌事務局長より、資料に基づいて報告があった。質問などはなかった。

14.2 加盟団体規程に基づく書類提出報告

藤井彌事務局長より、資料に基づいて報告があった。

補足説明

複数年度にわたって書類が提出されない場合、協会として指導をせざるを得ない。ブロック理事は提出を働きかけること。（松丸会長）

14.3 モダナイズ部会による新システム導入状況報告

谷川モダナイズ部会長より、資料に基づいて報告があった。

補足説明

① ライフルスポーツの土壌を築く。

② ファンも含めて射撃スポーツ関係者を「みえる化」する。

③ 競技者の生涯に沿って機能を整理する。（谷川モダナイズ部会長）

質疑応答

① システム利用料は現行と比べて80万を上限として増えるという理解で正しいか。（松丸会長）

→現在の会員数に対して横ばいであれば、そうである。会員が増えれば、付帯する手数料としてシステム利用料が増える。（谷川モダナイズ部会長）

→ニチラネットからの移行をいかに円滑にやるか、推薦委員会と連携してほしい。(松丸会長)

15　推薦委員会

15.1 審査結果

田中僚一郎推薦副委員長より、資料に基づいて報告があった。

訂正

6月の推薦委員会 4. 技能講習の免除に関する推薦受付数を19にする。

質疑応答

① 適格証明は総務委員会となっている。適格証明は実績で自動的に判断することになっているが、事情を書くシステムになっている。事情については、推薦委員会ではなく、総務委員会が別に判断している。総務委員会ではなく、推薦委員会にもどして判断してもらったら良いのではないか。(平専務理事)

→適格証明が総務委員会になった経緯はわからない。推薦委員会で受けていいと思う。(大野推薦委員長)

→適格証明は、競技者として活動実績のない会員が事件を起こしたことを契機に、銃の所持許可推薦をしている協会の責任において競技者であるかを確認をするために導入した。

推薦委員会の競技会参加実績調査(年2回以上の参加)と同じ内容なので推薦委員会でやっていただきたい。(松丸会長)

→今後は推薦委員会が対応する。

15.2 指導用空気拳銃の調査状況報告

田中僚一郎推薦副委員長より、資料に基づいて報告があった。質問などはなかった。

説明

① 8月27日　回答は全体の3分の2。9月13日に再度期限を設けた。その後も未回答は2名だった。

② 今まで84件推薦、46名へ推薦が発行されている。現時点で指導用空気拳銃所持しているひとは、30名確認されていた。30名のうち、5名が放銃。10名が現時点で指導を行なっていない。

③ 未回答の2名については、審議の上、放銃していただく。放銃報告がなければ、推薦取り消しを審議する。

④ 今後の始動の予定があいまいな方は、推薦で審議を行なった上で、放銃していただく。

16　国スポ委員会　　報告事項なし

17　選手強化委員会

17.1 ワールドカップファイナル派遣

佐橋選手強化委員長より、資料をもって報告とした。質問などはなかった。

17.2 ユニバチャンピオンシップ派遣発表

佐橋選手強化委員長より、資料をもって報告とした。質問などはなかった。

17.3 東アジアユース派遣発表

佐橋選手強化委員長より、資料をもって報告とした。質問などはなかった。

訂正

ギャンビルウイリアム海音(星槎学園)→ギャンビルウイリアム海音 (星槎高校)

17.4 JOC スポーツ指導者海外研修事業参加推薦の件

佐橋選手強化委員長より、資料に基づいて報告があった。質問などはなかった。

17.5 パリ2024オリンピック成績報告

佐橋選手強化委員長より、資料をもって報告とした。質問などはなかった。

17.6 パリ2024オリンピックの報告とロス2028オリンピックの強化基本方針

佐橋選手強化委員長より、資料に基づいて報告があった。質問などはなかった。

補足説明

① 躍進したカザフスタンのコーチに聞いたところ、海外での活動に重きを置いている、とのことであった。

② 為替レートの関係で海外へ行くコストが増えた。(佐橋選手強化委員長)

質疑応答

① 今回 QP3名であり、結果が残させなかった。パリまでの強化方針のどこが不足して成果が出なかったのか。ロスに向けて、反省を踏まえた方針を説明してほしい。(松丸会長)

→公平性・平等性のもと、ライフルもピストルも同じだった。資金が限られているので、集中的な強化が必要。人数を絞り込んで強化する。ナショナルトレーニングセンターをもっと活用したい。今までは所属でトレーニングして、NTC に合宿で訪れた。練習は NTC を基本にして、トップアスリートが競い合うことに考えたい。(佐橋選手強化委員長)

→可能性のある種目や選手に重点配分をした派遣や強化を行い、NTC でのトレーニング日数を増やすのか。(松丸会長)

→種目のメリハリはつける。若い選手および強化する選手を多く出す。NTC に来る機会を増やし、ウーヨンコーチを常駐にする。(佐橋選手強化委員長)

② 佐橋委員長からのフィードバックがあったが、委員会としてはもう少し細かく決める必要がある。その時間がほしい。(三木常務理事)

→本日はおおきな方針であり、今後理事会において委員会で決めたことを報告してほしい。(松丸会長)

→承知した。(佐橋選手強化委員長)

17.7 パリ2024パラリンピック成績報告

田中辰美理事より、資料に基づいて報告があった。質問などはなかった。

補足説明

③ パラリンピック初のメダルとなった。

④ 強化戦略プランでは、2名の入賞を目標としていたので、入賞する選手の育成が思っているところに達していない。

⑤ 選手の育成に力をいれて、継続的に結果をだすように、NTC 利用以外にも日ラと強化を連携していきたい。(田中辰美理事)

18 競技運営委員会

18.1 次世代機器(シューティングシュミレター公認計画案)

三木競技運営委員長より、口頭にて報告があった。質問などはなかった。

説明

① 次世代機器候補の Red Dot について、今年度中に公認をして使えるようにしたい。

② 検定を行なった上で理事会に提案したい。

③ 国スポの機材として設定するため、国スポ委員会と連携したい。(三木競技運営委員長)

質疑応答

① 価格だけでなく、精度、供給能力、アフターフォローの能力を評価項目に入れるべき。評価項目を諮った上で説明と選定を進めること。(松丸会長)

→承知した。(三木常務理事)

② 後継期については、1社になるのか。(松島理事)

→複数だとマーケットに参入する意味がない。Red Dot は1つの標的で複数メーカーの銃が使える。(松丸会長)

→1つの標的の規格が複数メーカーの銃を使えるという Red Dot の特性は、評価項目の1つになり得る(藤井彌事務局長)

19 普及・生涯スポーツ委員会

19.1 体験会の状況報告

粟生普及部会長より、資料に基づいて報告があった。質問などはなかった。

補足説明

大阪府内は、10月27日で調整中。(粟生部会長)

20 マーケティング委員会　　報告事項なし

21 コンプライアンス委員会

21.1 通報窓口関係について

平コンプライアンス委員長より、口頭に基づいて報告があった。質問などはなかった。

説明

2023 年福井県について内部通報があり、倫理委員会で調査した。調査した結果、パワハラ行為が確認され、日ラから県ラへ指導された。県ラのなかで解決した。

22 アスリート委員会　　報告事項なし

23 愛知名古屋アジア競技大会準備室

23.1 進捗状況報告

尾崎和郎 TOM および田中僚一郎スポーツコーディネーターより、口頭にて報告があった。質問などはなかった。

説明

アジア・オリンピック評議会(OCA)調整委員会が名古屋を訪問し、宿泊ホテルのグレード差に対する懸念が示されたため、10 月までに AINAGOC が再報告することが決定された。射撃競技の銃器弾薬の入港はセントレア空港で行うことが希望され、TD の現地視察日程は調整中である。(尾崎理事・TOM)

愛知県射撃場は国際大会の要件を満たしていない点があり、25m 屋内での世界記録承認に関する懸念について ISSF に問い合わせ中。宿泊施設の全員分の確保は不明で、射撃場へのアクセスには山道を含むため、課題が残っている。(田中僚一郎理事・SC)

国際大会を行うために満たすべき要件を日本ライフル射撃協会および日本クレー射撃協会から AINAGOC に伝え、射撃場について AINAGOC が所有者である愛知県に伝えたが、対応を却下された。現在は ASC による承認が得られていないのが現状である。(藤井彌事務局長)

24 会務報告

24.1 SB3G 標的の輸入元製造終了のお知らせ

藤井彌事務局長より、資料に基づいて報告があった。質問などはなかった。

24.2 加盟団体連絡先一覧に関する状況報告と協力依頼

藤井彌事務局長より、資料に基づいて報告があった。質問などはなかった。

以上各業務執行理事より職務執行の状況報告があった。
１８時に議長が閉会を宣言した。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、出席した代表理事および監事が記名押印する。

２０２４年9月２１日

議事録署名人

公益社団法人日本ライフル射撃協会

議長・代表理事　　松　丸　喜　一　郎　　印

代表理事　　田　村　恒　彦　　印

代表理事　　横　山　幸　子　　印

監事　　岸　髙　清　　印